

「福井元気宣言」推進に関する政策合意

私は、知事の政策スタッフとして、「福井元気宣言」に掲げられた「元気な産業」、「元気な社会」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンを着実に実現していくため、県民の理解と参加を得ながら、責任を持って職務を遂行し、特に、今年度は、次に掲げる施策・事業について重点的に取り組むことを西川一誠知事と合意します。

平成18年4月

福井県知事 西川 一 誠

農林水産部長 川 口 義 夫

I 目指すべき目的

- ・ 福井の食とくらしを支える農林水産業について、産業として振興する政策、特色ある農山漁村づくりを進める政策の両面から、目に見える成果の実現に向けて全力で取り組みます。
- ・ 生産から流通・販売までを見据え、収益性の向上を図ります。
- ・ 消費者の視点に立ち、生産者の顔が見える安全・安心な食の提供と「地産地消」を推進します。
- ・ 「木を伐って 使う」ことを重点に、県産材の利用拡大および森づくりを推進します。
- ・ 水産業の持続的な発展に向け、貴重な資源を育てながら収益の向上を図ります。
- ・ 「健康長寿」をキーワードとし、県産農林水産物のブランド戦略を充実・強化します。

II 取組項目

○重点項目

1 企業的な水田農業の拡大

- 本県の水田農業を企業的な経営構造に転換するため、県の普及指導員が中心となって認定農業者や集落営農組織の育成を加速し、平成19年度から実施される新たな経営安定対策の対象となる経営体への農地の集積を、生産基盤の整備と連動して進めます。

認定農業者（個別経営体）	720経営体	（18年3月末	680経営体）
農業生産法人数	80組織	（18年3月末	70組織）
任意の集落営農組織数	440組織	（18年3月末	410組織）
旧村程度を単位とする広域的な営農組織数	11組織	（18年3月末	9組織）
新たな経営安定対策の対象となる経営体(※)への農地集積率	40%に拡大		
		（18年3月末	28%）
		（20年度末までに	50%）
	※認定農業者：4ha以上、集落営農組織：20ha以上		
○認定農業者・農業生産法人	1.5倍	（これまでの達成状況：合わせて750経営体 （達成率117%））	

- 集落営農組織の協業化、法人化に向けた合意形成を進めるため、「ふくい田んぼ塾」の開催等により、集落営農活動のリーダーの育成を進めます。

また、企業的な経営体を支える新たな戦力を確保するとともに、新しい時代にふさわしい意欲のある農業者を育成していくため、若者から団塊の世代等幅広い層を対象とした県内外での就農相談の開催、「ふくいアグリスクール」における研修機会の提供等を通じて新規就農者の確保を図ります。

「ふくい田んぼ塾」研修者	140人
新規就農者数	年間28人確保

2 農業産出額の戦略的拡大

- 稲作経営に加えた複合経営も視野に、生産性の高い農業構造を実現するため、4年後の園芸産出額の目標を約120億円と定め、本県が有する優良な農地を活用した特色ある園芸作物の生産振興を図り、産地の拡大を推進します。

特に、本年度においては、スイカ、スイセンなどの戦略的作物、イチゴなどの高収益園芸品目等について、生産・出荷環境を生産者等と一体となって整備

し、園芸産出額 2 億円増加を目指します。

(平成 22 年度の園芸産出額	約 120 億円 (現在の約 1.2 倍))
戦略的品目産出額 (ウメ、スカ、ラッキョウ、スイセン)	17 億円に拡大 (17 年見込値 16.5 億円)
高収益園芸品目産出額 (高糖度ミカン、柿、クリスマス時期に出荷する仔ゴ等)	0.3 億円 (17 年実績 0.15 億円)
その他の品目の産出額	88 億円 (17 年見込 86.6 億円)

- 本県の園芸産出額の約 3 割を占める坂井北部丘陵地を、園芸作物の生産基地として発展させるため、生産から販売にいたる企業的な農業経営に取り組む経営体の育成を進めるとともに、農地の有効利用を促進します。

また、地域全体の魅力向上を図るため、直売所を核とした地産地消の拡大や、若狭牛放牧など活性化に向けた新たな展開を促進します。

坂井北部丘陵地における企業的经营体の育成	3 経営体
坂井北部丘陵地における遊休農地の解消	8 ha

- 生産者自らによる県産食材直売所の県内各地への拡大や、野菜に対する知識や味わう楽しさを消費者に伝える「野菜のソムリエ」の育成を通じて、販売額の増加や消費者との交流を促進します。

また、新たな農業ビジネスの形成に向け、加工業や中食・外食産業における事業化を支援し、新たな商品開発や販売ルートの創出を図ります。

(大規模・拠点的な) 農産物直売所販売額	10 億円 (17 年実績 8.6 億円)
県内各地での「とれたてふくいのみ」への出店者数	新たに 70 事業者
「野菜のソムリエ」の育成	45 人
生産者と加工業等が連携した新商品開発等のモデルケース	10 事業

- 県産食材の安定的な出荷体制を構築するため、学校給食について、利用頻度の高い品目の安定的な供給体制づくりを推進するとともに、新たに直売所間の連携による広域的な集出荷機能の向上を図り、給食センター方式の学校を重点に使用品目の拡大等を図ります。

地場産学校給食実施校	180 校
○学校給食実施校 3 倍 (H15 60 校 → H18 180 校)	
(これまでの達成状況：17 年 6 月調査時点 162 校 (達成率 85%))	

- ・ 専門的な技術を有する地域農業支援員を各農林総合事務所に配置し、特色ある栽培技術や農薬の適正使用など、安全・安心な農産物生産のための技術指導を行うとともに、団塊の世代を対象とした就農相談等を実施します。

〔 地域農業支援員が指導する農業者数 延べ1,000人(年間) 〕

3 森とつながる家づくり

- ・ 本県の林業生産活動を活性化するためには、「木を伐って 使う」ことが最も重要であり、伐採・搬出を低コストで行う森づくり隊、製材業者、住宅生産者等が連携した‘顔の見える家づくり’を行う協業体を拡大します。

さらに、木材供給側（木材業者等）と活用側（工務店等）との連携を進め、建築士等をコーディネーターとして育成することにより、県産材を利用した福井らしい家づくりを、業界が中心となって進めていくための体制づくりを行います。

〔 県産材住宅供給システムに取り組む協業体 2協業体に拡大(17年度 1協業体)
平成18年の県産木材利用率 50%を目標
○県産材利用率50%(これまでの達成状況:16年(速報値)47%) 〕

- ・ 未利用間伐材の新たな販路に対して安定的に出荷する体制の整備を進めるため、大規模施業団地の設定や、森林所有者に対して経営的視点に立った施業提案を行う評価技術士を育成します。

〔 大規模施業団地(約500ha)の設定 県下10か所
評価技術士の育成 12人
新規需要による間伐材等搬出量 8,000m³ 〕

4 もうかる漁業

- ・ 本県漁業の持続的発展の実現に向け、漁業者自らによる資源管理を促進し、漁業活動の低コスト化、鮮度の良い水産物の供給を図るため、沖合漁業におけるカニ・カレイ分離網の有効利用を促進することに加え、沿岸漁業において操業効率向上のためのこぎ刺し網(※)の開発を行います。開発に当たっては、水産試験場と漁業者が協働して漁具の改良実験等を行い、開発成果を漁業者に普及し、漁業者の資源管理意識の向上や、漁獲高の向上につなげます。

※動力漁船を使用して海底に接するさし網漁具を曳航等して行う漁法

越前がに資源量 40トン増加
こぎ刺し網改良網の開発

- ・ 内水面総合センターおよび栽培漁業センターにおいて「ふくいアユ」増産体制の確立を推進するとともに、栽培漁業センターにおいて「若狭ふぐ」供給種苗の大型化を行い他産地との差別化を図り、地域ブランドの育成を進めます。
また、漁業者自らによる新商品開発や販路開拓に対する支援を通じて、新たな特産品化を進めます。

「若狭ふぐ」供給種苗の大型化 (5cm → 7cm) を新たに開始
「ふくいアユ」の供給 150万尾

- ・ 収益性の高いヒラメ、アワビ等種苗の安定的な供給を行うとともに、種苗の大型化による生残率の向上を図ります。
また、栽培漁業センターおよび水産業普及指導員が、漁業者が行う中間育成コストの削減方法等について技術指導を行いながら、栽培漁業の確立に向け、放流効果の検証等を実施します。

ヒラメ種苗の供給 45万尾 (種苗の大型化 17年度 40mm → 18年度 45mm)
アワビ種苗の供給 26万個 (種苗の大型化 17年度 16mm → 18年度 17mm)
栽培漁業の確立に向けた検証の実施 12団体

5 ブランド力の向上

- ・ 本県の特徴ある農産物や伝統野菜について、「健康長寿」という本県のブランド・イメージや、歴史、文化等をからめたストーリー性を活用した販売戦略を、食品産業や観光業者等の意見も踏まえながら展開し、他産地に対する競争力を高めます。

さらに、本県農産物の都市圏への四季を通じた切れ目のない販売や、県外市場への進出に意欲のある生産者に対する支援を行い、県外市場における知名度向上を図ります。

また、インターネット物産展の開催や、東アジア市場の輸出販売など新たな販路拡大を推進します。

都市圏において「ふくい野菜」を知っている人の割合 20%に向上
 (17年度調査 16.7%:東京および大阪)

本県生産者等と都市圏食品事業者等との提携件数 新たに5件

インターネット上での物産展の開催(3回)後、新規販売ルートの開拓や、
 新たにネット販売に取り組む生産者等 10事業者

香港への輸出版売 福井米4トン、スイカ2トン、新たな青果物の輸出2品目

- ・ 福井米の評価がさらに高まるよう、「コシヒカリ育成50周年」を契機に、厳選した記念米の販売や、都市圏小学校での栽培体験、インターネットギャラリーの開設等を通じ、全国あるいは海外へ向けて「コシヒカリのふるさと・福井」のPRを行います。

また、他県産との差別化を図るため、粒が大きい高品質米の販売促進や、名水ともからめた販売を、関係者と一体となって推進します。

さらに、「イクヒカリ」についても、県外への販売展開を行い、単品銘柄で販売を行う卸売業者の重点化を図り、ブランド米として育成を図ります。

県外において本県が「コシヒカリのふるさと」であることを知っている人の割合
 30%に向上(平成17年調査 15%から2倍)

「イクヒカリ」県外への販売量 1,000トン

- ・ 食品加工研究所において、県特産農林水産物の栄養・機能性成分の分析や、伝統野菜の栄養成分向上のための技術開発を行い、分析結果については、野菜のソムリエ育成講座や食育ボランティア研修会等を通じて関係者に幅広く提供し、県産農林水産物の利用を促進します。

栄養・機能性成分分析成果等の提供 野菜のソムリエ育成講座等 20回

○個別項目

1 福井型農業・農村の展開

(1) おいしい福井米づくり

- ・ 品質の良い福井米の生産拡大を推進するため、コシヒカリの5月5日以降の適期田植えの定着、気象変動に対応した栽培管理を徹底します。

うるち米1等比率	全国順位ランクアップ
(17年産米1等比率:福井県75.0% 全国平均74.7%	
全国順位 第18位)	

- ・ 稲作の省力・低コスト化と稲作農家の経営規模拡大を図るため、直播栽培の普及拡大を推進します。

直播栽培面積	2,500haに拡大(17年累計 2,158ha)
--------	---------------------------

(2) 熟年農業者・女性農業者のグループ化

- ・ 農業生産、加工、販売等に取り組む熟年農業者と女性農業者のグループ化を促進するため、各農林総合事務所において、経営発展のための研修会の開催や、施設等導入に対する支援を行います。

熟年農業者グループ	150グループ	(18年3月末 147グループ)
女性農業者グループ	138グループ	(18年3月末 134グループ)
年間販売金額300万円以上の熟年農業者・女性農業者グループ		
新たに15グループ育成(18年3月末 68グループ)		

(3) 活力ある畜産経営

- ・ 意欲ある畜産農家が行う畜舎施設や給餌機械等の整備や、新たな加工・販売への取組みに対する支援を行い、経営規模の拡大を促進します。また、稲作農家が転作田を利用して畜産農家に飼料を供給するシステムづくりを行い、作業の省力化を図ります。

生産経営規模拡大を図る畜産農家	4経営体
畜産経営において新たに加工・販売に取り組むための技術研修等の支援	10経営体
省力化のための連携システムの構築	2地区

(4) 家畜伝染病防疫体制の強化

- ・ 鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止措置が的確に講じられるよう、モニタリング検査を拡充するとともに、家畜保健衛生所および嶺南家畜保健衛生センターが中心となって養鶏農家に対して年1回以上の検査を実施するなど体制を強化します。

鳥インフルエンザモニタリング検査の強化	定点検査6地点で実施(現行1地点)
養鶏農家に対する検査の実施	年1回以上

(5) 食の安全・安心

- ・ 環境調和型農業を普及促進するとともに、未利用有機性資源循環システムの促進を図るため、農林総合事務所において県特別栽培農産物等の生産集団を育成し、環境にやさしく安全安心な農産物の生産拡大を図ります。

エコファーマー(※)数	900人に拡大	(17年末累計	755人)
県特別栽培農産物等栽培面積	1,200haに拡大	(17年実績	1,024ha)

※化学合成肥料や化学肥料を2割以上減らす栽培方法を実施している生産者(県が認定)

(6) 豊かな農村環境づくりの推進

- ・ 環境や景観に配慮した農業農村整備を推進するため、農家や地域住民の意向を踏まえた事業計画づくりを行うとともに、生態系の保全に配慮した整備技術を確立するため、実証試験に着手します。

水田生態系保全に配慮した整備技術の実証試験地区	2地区
-------------------------	-----

- ・ 農地・農業用水等の地域資源を将来にわたって適切に保全するため、地域住民が主体となった管理体制づくりや、農業農村整備事業への住民参加を推進します。

モデル地区における管理体制づくりのための実践・検証	10地区
住民参加による農業農村整備	4地区

(7) 農業農村整備事業の計画的な推進

- ・ 水資源の安定的確保と効率的な水利用を図るため、かんがい排水事業を推進します。また、嶺南地域の農業の振興と地域の活性化を図るため、若狭西街道の整備を推進します。

国営および県営かんがい排水事業	8地区
若狭西街道 小浜市谷田部～小浜市生守間(1.8km)の供用開始	
供用開始総延長	17年度末13.7km → 18年度末15.5km ※全体延長:22.83km

2 循環型社会の実現に向けた林業・木材産業の展開

(1) 間伐の推進

- ・ 水源のかん養など森林の機能の向上を図るため、適時適切な間伐を実施します。

間伐実施面積	4,500ha
--------	---------

(2) 松くい虫防除対策

- 被害量の抑制を図るため、保全すべき松林の絞り込みや、予防効果の高い薬剤樹幹注入の実施など被害対策の重点化を図ります。また、地域住民や国（森林管理署）とも連携を図りながら効果的な防除を推進します。

〔 松くい虫被害量 17年度以下に抑制（17年度 面積：935ha 材積：13,726 m³） 〕

3 資源を育て、地の利を活かす水産業の展開

(1) 資源を活用した新たな水産業の展開

- 水産業普及指導員が中心となって漁村に伝わる独自の食べ物や、水産加工技術を発掘、伝承し、ふくいの魚や海の魅力を、食育関連講習や漁業体験活動、メールマガジン等を通じて県内外へのPRを行います。

さらに、エコ・グリーンツーリズムとも連動し、多くの人々から親しまれる漁業の展開を促進します。

〔 加工品開発や新たな販路開拓等に取り組む漁業者団体数 16団体育成
新たな特産品の開発 2品目 〕

(2) 大型クラゲ対策

- 防除対策について、漁業者自らが改良網の投入等防除活動を実践し、年間を通して安定した操業が図られるよう、水産業普及指導員等が、各経営体に対して改良網の適切な使用、地域における防除、操業体制の構築について徹底した技術指導等を行います。また、大型クラゲの発生海域における早期駆除の実施や、漂着予測システムの早期開発等の抜本的対策を、関係府県とも連携して強く国へ求めます。

さらに、大型クラゲの有効利用を進め、漁業者が開発する新商品について、地元民宿等での提供や食品産業への販売促進活動等を支援します。

〔 定置網漁業、底曳網漁業において防除体制を構築する経営体 108経営体
(定置網27、底曳網81)
大型クラゲ加工等に取り組む漁業者団体数 2団体 〕

4 災害に強い農山村づくりの推進

- 山地災害危険地区やため池防災情報の提供システムを構築するとともに、避難体制の整備など地域の防災体制に的確に反映されるよう、市町と協働して取り組みます。

また、安全・安心な生活環境の実現のため、間伐等の重点的な実施や、治山激甚災害対策特別緊急事業による荒廃山地の復旧整備を進めます。

さらに、平成18年豪雪における森林被害について、早期に折損木の処理等、森林の機能回復が図られるよう、森林所有者等に対する支援に努めます。

〔 ため池の防災情報提供システムの稼働
治山激甚災害対策特別緊急事業 37か所すべてに着手、本年度中に28か所復旧 〕

5 「ふくい2030年の姿」の具体化

- ・ 未来を担う若者層の農林水産業への参入を促進するため、体験活動の充実・強化を図るとともに、高校や大学等との連携を深め、新しい世代のチャレンジチャンスの拡大に対する支援を行うとともに、協働による新たな展開の創出を図ります。

〔 高校、大学等との連携による成果の創出 2件 〕